

こくぶんじ想い団体応援寄附事業の実施について

1 事業概要

寄附者が、ふるさと納税を活用して国分寺市内の応援したい団体を指定して市に寄附を行い、その寄附金の一部を指定された団体へ、市から補助金として交付する。



- ※ ふるさと納税サイト(さとふる)を通じて寄附(本事業に係る寄附金の市役所窓口で寄附は不可)
- ※ 既存のふるさと納税と同様に寄附金額のうち 2,000 円を超える部分について所得税・住民税の控除対象。控除を受ける仕組みも同様
- ※ 返礼品はなし

2 補助金について

(1)補助対象団体

国分寺市市税賦課徴収条例第 26 条の8(寄附金税額控除)の規定により市民税の寄附金税額控除の対象となる団体のうち、補助金の交付対象となる意思を市に表明し、かつ寄附者が指定した団体

令和8年8月時点での市民税の寄附金税額控除の対象となる団体は以下の 22 団体

法人種類	法人名称	法人種類	法人名称
学校法人	東京経済大学	社会福祉法人	にんじんの会
学校法人	早稲田実業学校	社会福祉法人	はらからの家福祉会
学校法人	渡邊学園	社会福祉法人	日吉会
公益財団法人	鉄道総合技術研究所	社会福祉法人	普門会
公益社団法人	国分寺市シルバー人材センター	社会福祉法人	万葉の里
社会福祉法人	AnnBee	社会福祉法人	浴光会
社会福祉法人	けやきの杜	社会福祉法人	宝もの
社会福祉法人	国分寺市社会福祉協議会	認定NPO法人	Ohana
社会福祉法人	心会	認定NPO法人	健康体操指導ワーカーズ
社会福祉法人	つくしんぼ共同保育会	認定NPO法人	東京多摩いのちの電話
社会福祉法人	ななえの里	認定NPO法人	冒険遊び場の会

(2)補助対象経費

補助対象団体の活動に要する経費のうち、公益に資する事業に要する経費

※ 原則として当該年度中に実施した事業。余剰金が生じた場合、申出により翌会計年度に限り繰越し可能

(3)補助金の額

補助対象団体を指定してなされた寄附金の額からふるさと納税サイト委託料(寄附金額の12%)の額を控除した額の7割の額と補助対象経費の額のいずれか少ない額を限度とする。残りの約3割については、市の実質的な歳入となる。

計算例：1団体に対し100万円の寄附があった場合

1,000,000円(寄附金)－120,000円(ふるさと納税サイト委託料)＝880,000円

880,000円×70%＝616,000円 → 団体への補助金

880,000円－616,000円＝264,000円 → 市の歳入

3 令和8年度予算(令和8年第3定例会補正予算に計上)

種別	説明	金額
歳入	こくぶんじ想い団体応援寄附金	5,000千円
歳出	ふるさと納税サイト委託料(寄附金額の12%) 5,000千円×0.12	600千円
	団体への補助金(寄附金額の12%を除いた7割分) (5,000千円－600千円)×0.7	3,080千円
	団体への郵送料	24千円

4 スケジュール

時期	内容	備考
10月上旬	補助金の申請意思確認	市↔団体
10月19日～ 12月31日	寄附受付期間	申請希望の団体のみ ふるさと納税サイトに掲載
R9年1月	寄附金受入実績及び補助金交付上限額通知	市→団体
2月中旬	補助金交付申請	市←団体
2月下旬	補助金交付決定通知	市→団体
3月上旬	請求書提出	市←団体
3月下旬	補助金交付	市→団体
4月上旬	実績報告書提出	市←団体